

福祉医療給付制度と災害共済給付制度について

(独立行政法人日本スポーツ振興センター)

学校管理下での災害(負傷・疾病等)については、福祉医療証(子育て支援医療証・ひとり親家庭等医療証)は使わずに受診してください。

学校管理下での災害については、初診から治癒までの医療費総額(医療保険でいう10割分)が5,000円(自己負担分3割1,500円)以上の場合、災害共済給付制度の対象となります。その場合、福祉医療証は使用せず、一度自己負担分を医療機関にお支払いいただき、学校で給付の手続きをしてください。(領収書は保管しておいてください)

ただし、医療費総額5,000円未満の場合は、災害共済給付制度の対象にならないため、福祉医療制度の対象となります。

また、自己負担した後に災害共済給付の対象にならなかった場合は、お手数でも、**①領収書 ②医療証 ③お子さんの健康保険証 ④扶養義務者名義の通帳 ⑤窓口に来る方の本人確認書類 ⑥代理権確認書類**(扶養義務者と別世帯の方が申請する場合は扶養義務者の公的書類1点)をご持参の上、下記福祉医療給付制度窓口に申請してください。

《注意》

※制度の重複利用を避けるため、災害共済給付状況を確認する場合があります。

※福祉医療給付制度請求の申請期限は、医療機関へ支払った日の翌日から2年になります。

例：支払日4月10日の場合、起算日4月11日→申請期限は、2年後の4月10日

災害共済給付制度窓口

- 鶴岡市教育委員会学校教育課学事保健係 TEL0235-57-4865
または各小・中学校

福祉医療給付制度窓口

- 鶴岡市役所国保年金課国保医療係 TEL0235-35-1292 内線128・124
- 地域庁舎市民福祉課 市外局番0235
 - 藤島庁舎 TEL64-5807 直通
 - 櫛引庁舎 TEL57-2113 直通
 - 温海庁舎 TEL43-4614 直通
 - 羽黒庁舎 TEL26-8773 直通
 - 朝日庁舎 TEL53-2114 直通

《スポーツ振興センターの手続きについては、裏面をご覧ください。》